

## 堺市緊急対応協力事業者登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市において、災害等緊急時の迅速な物資や役務の調達に協力を要請できる事業者としてあらかじめ緊急連絡先等を登録する堺市緊急対応協力事業者登録制度（以下「本登録制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

### (登録の対象)

第2条 本登録制度の対象は、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）別表で定める登録種目のうち本要領別表に規定する種目に登録のある事業者とする。

### (登録)

第3条 本登録制度の登録を希望する事業者は、緊急対応協力事業者登録票（様式第1号）を本市に提出するものとする。

### (登録事項の変更)

第4条 本登録制度の登録事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事項に変更があった場合は、変更後の内容を様式第1号により提出するものとする。

### (登録の抹消)

第5条 登録事業者は、本登録制度の登録を取り消したい場合は、緊急対応協力事業者登録抹消届（様式第2号）を本市に提出するものとする。

2 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を抹消することができる。

- 一 第1項に基づく届出があったとき。
- 二 当該登録事業者が第2条に規定する登録の対象でなくなったとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、登録を抹消する相当の理由があると本市が認めるとき。

### (情報の公開)

第6条 本市は、原則、登録事業者の名称を堺市ホームページに公開する。ただし、登録事業者が公表を希望しない場合はこの限りでない。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は別で定める。

### 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要領の施行の前日に実施した堺市緊急対応協力事業者登録制度による登録事業者については、この要領の規定による登録事業者とみなす。

別表

対象種目一覧

区分	業種	種目コード・種目
物品調達	医療・衛生	001002 医療用品・衛生材料
	石油製品・燃料	004001 石油
		004002 ガス
	防災用品	015002 保安用品
	日用品	017001 日用雑貨
	食料品	018001 茶
		018002 牛乳
018090 その他食料品		
業務委託・役務の提供	運搬請負	061001 運送・集配・引越
		061002 送迎
		061003 車両運転代行
		061004 宅配
		061090 その他運搬請負
	その他	080003 人材派遣
		080006 給食調理

# 緊急対応協力事業者登録票

令和 年 月 日

堺市長 殿

登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

※以下の内容のいずれかにチェックを入れてください。

- 堺市緊急対応協力事業者としての登録に同意し、下記のとおり登録します。
- 堺市緊急対応協力事業者としての登録内容に変更があったため、変更後の内容について下記のとおり登録します。

通常連絡先	TEL	—	—	FAX	—	—
緊急連絡先 (優先順位1位)	TEL	—	—	(職名)		
	e-mail	@			(氏名)	
緊急連絡先 (優先順位2位)	TEL	—	—	(職名)		
	e-mail	@			(氏名)	
協力事業者である旨 の公表の可否	<input type="checkbox"/> 公表可 <input type="checkbox"/> 公表不可					

<注意> ・登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく登録票を再提出してください。

※ この登録は、災害等緊急時に限り使用することを目的としており、堺市個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

緊急対応協力事業者登録  
抹 消 届

令和 年 月 日

堺 市 長 殿

登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

堺市緊急対応協力事業者の登録について取消をお願いします。